

第八号議案

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者支援ハウス条例（平成十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第五条第十項」を「第五条第十五項」に、「共同生活介護」を「共同生活援助」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 法第五条第十六項に規定する特定相談支援事業、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第六項に規定する障害児相談支援事業その他相談及び情報提供に関すること。

第四条第三項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立障害者支援ハウスにおいて特定相談支援及び障害児相談支援に関する事業を行うほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。